

審第4893号-1
答申第615号
令和7年2月5日

千葉県知事 熊谷 俊人 様

千葉県情報公開審査会
委員長 中岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年7月1日付け松健福第851号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1152号

令和3年2月20日付けで審査請求人から提起された、令和3年2月15日付け松健福第1994号で行った行政文書部分開示決定で不開示とされた部分のうち、相談内容に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年12月18日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「添付の34医療機関に関する、松戸保健所に寄せられた相談対応記録 西暦2000年以降全てに関してお願いいたします。」である。

3 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、相談・照会等記録票（受付番号：09530013）外113件の文書（以下「本件各対象文書」という。）を特定し、令和3年2月15日付け松健福第1994号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和3年2月20日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

市民は医療機関を選べるが、選ぶための情報は少ない。もしも医療行政が機能していたら問題ないが、患者に危害を与えるような医療機関が野放しにされている現状で、市民が命に関係する重要な情報を手に入れる手段は乏しい。そのため、そこを黒塗りにされてしまうと市民には判断するための情報すらなくなってしまうことになる。

なお、審査請求人は本件決定のうち、相談内容を不開示とした部分（以下「本件申立部分」という。）の決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

患者様の個人情報には黒塗りで適切だと思う。苦情や相談の内容は、開示しても、個人を特定することにはならない。

第4 実施機関の弁明要旨

1 趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

2 本件各対象文書の特定及び内容について

本件請求を受け、114件の行政文書を特定し、本件決定を行った。本件各対象文書は、医療機関に関する県民等からの相談等について、その内容、対応内容等を記録した文書である。

3 処分（部分開示決定）の理由について

(1) 不開示部分について

本件各対象文書中、相談内容は、条例第8条第2号及び第6号に該当するとして、当該部分を不開示としたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

本件各対象文書に記載されている相談内容は、相談者が医療機関に関して相談した情報であり、医療機関の運営に関する苦情や、相談者の診療経過に関する情報など、様々な内容のものがあるが、対象医療機関、相談年月日が特定されていることから、相談内容を公開すると、それらの情報と照合することにより、特定の個人を識別し得る情報となってしまう。

また、相談内容のうち、相談者の心身の状況、診療経過に関する情報や、家族の状況に関する情報などは、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。

以上のことから、条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

なお、当該不開示とした部分については、いずれも同号ただし書きイロハニに該当するものはない。

(3) 条例第8条第6号該当性について

医療機関に関する相談等の制度は、公表があらかじめ予定されている制度ではない。保健所における医療機関に関する相談は、医療法の規定により設置されている医療安全支援センターとしての側面も持っており、医療安全支援センターは、「相談者のプライバシーを保護し、相談により相談者が不利益を被ることがないように配

慮する等、安心して相談できる環境整備に努めている」等を基本方針として表明した上で窓口を開設している。それにより、相談者が、住所・氏名のみならず、自ら表明した情報が公にされることを心配することなく、安心して相談や苦情をしていくものである。

よって、当該相談内容が、開示請求により部分的にでも公開されると、相談者からの信頼を著しく損ない、他人に当該相談内容を知られたくないと考える相談者が利用できなくなるなど、相談等受付業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。利用者の減少や内容の狭隘化が予測され、医療法第6条の9に規定する措置を講ずることができなくなり、ひいては医療法が目的とする医療の安全の確保に支障を及ぼすこととなるなど、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすこととなることから、条例第8条第6号に該当する。

4 弁明の内容について

審査請求人は、患者の個人情報だけ黒くすれば、苦情や相談の内容は、開示しても個人を特定することにはならない旨主張し、条例第8条第2号のうち、氏名、住所等の特定の個人を識別することができる情報を不開示とした例を書面で提示し、正しい開示の仕方である旨主張している。

しかしながら、本件各対象文書の相談内容の氏名、住所等以外の部分は、対象医療機関、相談年月日等の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから条例第8条第2号に該当する。

また、医療機関に関する相談等の制度は、相談者が、住所、氏名のみならず、自ら表明した情報が公にされることを心配することなく、安心して相談や苦情をするために設けられているので、具体的な相談内容に係る情報が公開されると、相談者の信頼を損ない、県民が安心して相談できなくなるなど、県の機関が行う相談等受付業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第8条第6号に該当する。

以上より、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の、開示しても個人を特定することにはならないという主張及び例示した正しい開示の仕方には理由がない。

第5 条例第23条第4項の規定による調査

1 審査会による調査

(1) 実施機関に対する調査

当審査会は、令和6年7月5日付けで、実施機関に対し、条例第23条第4項の規定による調査（以下「本件調査」という。）を行った。

(2) 本件調査の内容

実施機関が、本件申立部分を条例第8条第2号及び第6号に該当するとした理由について具体的な説明を求める。また、不開示とした理由について他に追加することがある場合は説明を求める。

2 本件調査に係る回答

(1) 実施機関からの回答

令和6年7月31日付けで実施機関から本件調査に対する回答が得られた。

(2) 回答内容

本件各対象文書に記載されている相談内容は、相談者が医療機関に関して相談した情報であり、具体的な医療機関の対応に関する苦情、医療機関で発生したことの詳細、相談者の診療経過に関する情報など、様々な内容のものがある。対象医療機関、相談年月日を開示していることから、相談内容を公開すると、それらの情報と照合することにより、特定の個人を識別し得る情報となる。また、相談内容のうち、相談者の心身の詳細な状況、診療経過に関する情報、家族の状況に関する情報などは、特定の個人を識別できないとしても、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがある。よって、千葉県情報公開条例第8条第2号に該当するとして不開示とした。

また、医療機関に関する相談等の制度は、医療安全支援センター運営要領に基づき運営されており、相談内容の公表が予定されている制度ではないと考えられる。相談内容が、開示請求により部分的にでも公開されると、相談者からの信頼を著しく損ない、他人に相談内容を知られたくないと考える相談者が利用できなくなるなど、相談等受付業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条第6号に該当するとして不開示とした。

さらに、相談内容には、事実を確認できない情報も記録されており、対象医療機関名が既に開示されている中で相談内容が開示されると、開示された情報がすべて事実であると受けとめられたり、未確認情報によって各医療機関の評価が行われたりするなど、特定の医療機関が誤った評価や不当に低い評価を受けるおそれがあることは否定できない。この結果、事実を確認できない情報に基づいて特定の医療機関の評価が貶められる等、当該医療機関の権利、競争上の地位その他正当な利益を

害するおそれがあることから、相談内容の情報は同条第3号イにも該当すると考えられる。

第6 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件調査に対する回答並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

本件各対象文書は、上記第2 3のとおりである。その内容は、松戸健康福祉センター（以下「センター」という。）に寄せられた、特定の医療提供施設に関する患者やその関係者等からの苦情や相談等について記載した文書である。

2 本件決定の妥当性

実施機関は、本件申立部分を条例第8条第2号、第3号及び第6号に該当するとして不開示としている。

これに対して、審査請求人は、上記第3 1のとおり、本件申立部分を不開示とした決定の取消しを求めていることから、この情報を不開示とした本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 条例第8条第6号該当性について

ア 条例第8条第6号は、「県の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、…当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

本号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものである。「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、その支障の有無、程度等を客観的に検討して判断することが必要である。

イ 本件においては、相談者の多くが、当該医療提供施設等に苦情等を申し立てることなく、直接センターに相談を行っているものと考えられるため、相談者の中には、当該医療提供施設等に相談を行ったことを知られたくない者もいることが窺われる。また、本件請求時点において適用されていた医療安全支援センター運営要領4（8）①では「相談内容を当該医療提供施設等へ連絡する場合は相談者の了解を得ることとし、相談者が希望しない場合には、相談者の氏名等を医療提供施設等へ連絡しない」と定めているところである。そのようなセンターの業務

において、相談等の詳細な内容を公にすると、相談者に、相談等を行ったことが当該医療提供施設等に伝わることへのおそれを抱かせるものと思われる。少なくとも、相談者が承知していない状況において、その相談内容を公開することは、当該相談者、ひいては広く県民の中に、実施機関が行う相談等の業務への不信感や相談へのためらいを生じさせることが推測される。その結果、相談等受付業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、本件申立部分に記録された情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 条例第8条第3号該当性について

ア 条例第8条第3号イは、「法人その他の団体…に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて」、「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

本号は、法人等及び事業を営む個人の正当な権利利益を害されることのないよう、不開示とする法人等情報の要件を定めたものである。

イ 当審査会で本件各対象文書を確認したところ、本件申立部分の中には相談者からの医療従事者等に対する一方的な誹謗中傷や差別的発言など、相談内容が事実かどうかを確認できない記述も認められた。これは、センターで苦情相談を受けたときの対応が様々であり、傾聴のみを行う場合があるためと思料される。したがって、本件申立部分に、事実関係が不明な情報や一方的な苦情のような情報（以下「未確認情報」という。）が記録されていることは、十分に予想されることである。本件においては対象施設（医療提供施設）名（以下「施設名」という。）が既に開示されており、その中で、更に相談内容が開示されると、開示された情報が全て事実であると受けとめられたり、事情を知らない第三者が未確認情報によって医療提供施設の評価を行ったりすることにより、当該医療提供施設が不当に低い評価を受ける蓋然性が高いと考えられる。この結果、医療提供施設を運営する法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件申立部分に記録された情報は、条例第8条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) なお、審査請求人は、上記第3のとおり個人に関する情報を不開示とすれば、苦情や相談の内容は開示できると主張する。しかし、本件各対象文書においては施設

名が既に開示されており、本件各対象文書の内容及び性質から判断すると、本件申立部分はその全てにおいて、条例第8条第3号及び第6号に該当し、不開示とすることが妥当である。よって、審査請求人の主張は認められない。

(4) 実施機関は、本件申立部分に記録された情報の条例第8条第2号該当性について主張しているが、上記(1)及び(2)で述べたとおり、当該情報は、条例第8条第3号及び第6号に該当すると認められることから、このことについて当審査会は判断しない。

3 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

よって、実施機関の決定は、妥当である。

第7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 7月 5日	諮問書の受付
令和 6年 5月15日	審議
令和 6年 6月27日	審議
令和 6年 8月 5日	条例第23条第4項の規定による調査に係る実施機関の回答の受付
令和 6年10月16日	審議
令和 6年12月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏名	職業等	備考
大林 啓吾	慶應義塾大学法学部教授	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
横田 明美	明治大学法学部専任教授	

(五十音順)